

福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、保健福祉部において、保健・医療・福祉に係る人材を養成する大学、高等学校、専修学校、各種学校等（以下「養成所」という。）からの依頼により、実務に係る研修を受ける者（以下「実習生」という。）を受け入れるに当たっての必要事項を定める。

(受入れの手続き)

第2条 保健福祉部の公所において実習生の受入れを希望する養成所は、当該公所の長に対し、原則として、実習を希望する年度の前年度の2月末までに、様式1に必要な資料を付して申込みを行うものとする。

- 2 申込みを受けた公所長は、必要に応じて受入時期等を申込みのあった各養成所と調整の上、受入の可否を決定し、様式2により各養成所に通知するものとする。
- 3 受入れが困難な場合には、その旨を各養成所に伝え、必要に応じ養成所間で調整を図らせるものとする。なお、広域での調整が必要等の理由により、養成所間での調整が困難であり、各公所間の調整が必要な場合には、申込みを受けた公所長からの依頼により、保健福祉総務課において調整の場を設けるものとする。

(経費等の負担)

第3条 県は、養成所及び実習生に対し、実習に要する経費の負担は原則として求めないものとし、一方、実習生に対し報酬、賃金、その他実習に伴い一切の経済的利益を与えないものとする。

(服務)

- 第4条 実習生は、実習中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 2 実習生は、実習中、福島県職員が遵守すべき法令、条例等及び実習先の公所長（以下「公所長」という。）及び実習先の職員の指示に従わなければならない。
 - 3 実習生は、個人情報等実習中に知り得た情報（公開されているものを除く。）について一切漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
 - 4 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等するときは、事前に公所長の了解を得なければならない。

(実習の中止)

第5条 公所長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、実習を中止することができるものとする。

- (1) 実習生が前条の規定による服務義務に従わない場合又はその他の理由により実習を継続することが困難なとき。

- (2) 実習を継続することにより公所の業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

- 第6条 実習生又は養成所は、実習中の事故により実習生が損害を受ける場合に備え保険に加入するとともに、事故が起きた場合には実習生自ら又は養成所において対応しなければならない。
- 2 前項に規定する保険の加入が確認できない場合、公所長は、実習生の公用車への同乗等実習の一部の実施について中止することが出来るものとする。
 - 3 実習生が故意又は過失により福島県又は第三者に損害を与えた場合は、実習生及び養成所は、連帯して責任を負わなければならない。
 - 4 公所長は、実習生に対し、必要に応じ健康に関わる資料の提出を求めることができるものとし、その状況によっては、実習生の受入れを中止することができるものとする。

(誓約書等)

- 第7条 実習生は、公所長に様式3により実習開始日までに契約書を提出しなければならない。
- 2 養成所は、前項の規定による誓約書の遵守について、実習生に指導徹底を図るとともに、養成所として遵守すべき事項について公所と様式4により覚書を締結するものとする。

(雑則)

- 第8条 この要綱における様式は、要綱の規定に反しない範囲で各公所において項目等を追加して差し支えないものとする。また、項目等を具備していれば、独自の様式を使用しても差し支えないものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度における実習生の受入れについては、第2条第1項及び第2項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。